



平成 27 年 3 月 2 日

各 位

会社名：株式会社 ダイナック
代表者名：代表取締役社長 若杉 和正
(コード番号：2675 東証第二部)
問合せ先：取締役 管理統括本部長
大和田 雄三
(電話：03-3341-4216)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成 27 年 3 月 24 日開催予定の第 71 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約の締結対象者の範囲が変更されることを受け、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 25 条第 2 項および第 32 条第 2 項の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は【別紙】のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年3月24日(火曜日)
定款変更の効力発生日 平成27年5月 1日(金曜日)

以上

【別紙】

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額を限度とする。</p> <p>第26条～第31条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第32条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額を限度とする。</p> <p>第33条～第39条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第1条～第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>業務執行取締役等でない取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額を限度とする。</p> <p>第26条～第31条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額を限度とする。</p> <p>第33条～第39条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第25条第2項および第32条第2項の変更は「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が施行される平成27年5月1日より効力が生じるものとする。</u></p> <p><u>なお、本附則は効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>